



社会福祉法人つるかわ学園  
つるかわ学園を支える会  
☎195-0051  
東京都町田市真光寺町  
186番地  
TEL (042) 735-2220  
FAX (042) 736-6374  
HP:tsurukawa-gakuen.com

## これからの障害者制度と 障害者権利条約

つるかわ学園施設長

植村 義秀

### 一 障害者権利条約の 批准にむけて

日本の障害者制度はこの三年間で大きく動いてきました。その原動力となっているのは、二〇〇六年十二月に国連で採択された「障害者権利条約」です。同条約は二〇〇八年五月に発効し、二〇一二年八月現在、一九九カ国が批准（条約の内容を国内法に基づいて実行すること）しています。障害者権利条約の内容は障害者制度において大変重要であり、日本も二〇〇七年九月に条約に署名しました。しかし、日本はこの条約にまだ批准はしていません。

日本国憲法の下で条約は国内法に優先する法的効力を有しています。条約を批准するためには、条約の内容が実行できるよう法律を整備しなくてはなりません。そのため、政権交代後の民主党政権は二〇〇九年十二月に内閣総理大臣を本部長とする

### 二 障害者制度改革と 国内法の整備

「障がい者制度改革推進本部」を設置し、その中の「障がい者制度改革推進会議」によって、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備を始めとする障害者福祉制度の集中的な改革を進めてきました。

推進会議の下で、二〇一〇年七月に障害者基本法の改正に向けた「意見」が提出され、二〇一一年八月には「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言―新法の制定を目指して―（骨格提言）」が出されました。これらをもとに、二〇一一年七月に「障害者基本法」が改正され、本年二〇一二年六月に、障害者自立支援法を改正し「障害者総合支援法」とする法律が成立しました（施行は、一部を除き二〇一三年四月）。さらに、昨年六月に制定された「障害者虐待防止法」が本年十月から施行され、来年には「障害者差別禁止法」が制定される予定です。

このように障害者権利条約の批准に向け、障害者制度関係法が整備されつつあります。これらの動きをふまえ、障害者権利条約の重要な点を再確認し、改正・制定された法律がどのようなことを目的として実行さ

### 三 障害者権利条約

障がい者権利条約は、国際人権法に基づき「人権」の視点から制定されています。前文においても、「すべての人間の権利と基本的自由が普遍的であり、不可分であり、相互に依存し、相互に関連している」と述べられています。また、障害のある人の多くが差別、乱用、貧困にさらされている現状を指摘し、個人は他の個人とその個人の属する社会に対して義務を負い、国際人権法に定められた人権を促進する義務があることが明記されています。そして、障害者の自尊心、自己決定権の重視、不可侵性（侵害されないこと）の保護、雇用や医療を受ける機会も含めた生活のあらゆる場面における差別禁止、障害を持つことによる社会からの隔離や孤立の防止、個性と違いを尊重された上での社会参加の権利、など「障害は、個人ではなく社会にある」という視点からの条約となっています。また、「我々（障害者）のことを我々抜きで勝手に決めろな」という障害者の視点から作られた条約でもあります。

### 四 国内法の理念と目的

障害者権利条約の批准にむけて新たに制定された国内法の理念や目的は、以下のように障害者権利条約をふまえ、基本的権利や個人の尊厳を尊重するものとなっています。

●改正障害者基本法―全ての国民は、障害の有無にかかわらず等しく

基本的権利を享有するかけがえのない個人として尊重され、全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し、共生する社会を実現するため、国や地方公共団体が障害者の自立および社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

●障害者総合支援法―障害者および障害児が、基本的権利を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスを総合的に行い、福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

●障害者虐待防止法―障害者に対する虐待は障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立および社会参加にとって障害者への虐待を防止することが極めて重要であり、障害者虐待の防止、養護者に対する支援を促進し、もって障害者の権利利益を擁護することを目的とする。

法律は制定された後、法の理念や目的が実際どのように制度化され施行されるか、批准に値する内容になっているか、ということが重要になります。それと同時に、法や制度を実践、運用していく立場にある施設や事業所、職員が、法の理念や目的をどれだけ実践できるかということも問われてきます。いわば、私たち自身が障害者権利条約を実践・批准していく覚悟が必要だと感じます。

\*障害者権利条約については「ウィキペディア」を参照、引用しました。





平成二十四年七月一日、プリコラージのつたの空就労移行支援事業は、名称を「つるかわ学園職業準備支援センター」(以下、職業準備支援センター)として分離・独立をしました。

就労移行支援事業は、二年間の利用期間の中で、一般企業等への就職を支援する事業ですが、この事業の役割としてもっとも大切なことは、利用者のモチベーションを高めること、職業観を育成すること、そして課題に向き合うことができる「職業人」を送り出すことだと思います。障害者雇用では現場の配慮が大切なことはもちろんのことですが、一番大切なことは、やはり働く人のモチベーションや意欲であると思います。そのためスタッフには、事業所内でのプログラムを実行するだけでなく、地域の資源(企業、行政、関係機関等)を上手く取り込んだ支援計画を実行していくことが求められます。

就労支援は、ICF(国際生活機能分類)の生活機能障害の「参加」部分への支援であり、さまざまな社会の分野と関わりながら進めていく、ダイナミックな活動でもありません。そしてひとり一人に社会的な役割があることは本当に大切なことであり、就労支援はまさにそれらを実現するための地域のしくみづくりといえるのではないのでしょうか。

今後は、障害のある人・企業等のエンパワメントを引き出すとともに、ひとり一人の生活者を支える地域のエンパワメントを引き出していくよう、スタッフ一同全力で業務に取り組んでいきたいと思っています。

\* 移転先 〒195-0063

町田市野津田町851-1



六月十七日(日)に作品展を行いました。当日は午前中雨に見舞われたものの、次第に晴れ間が見え、雨

も止んだ事で初夏の日差しの中で無事開催できました。

今年は「学園での農作物・陶芸・工芸品の販売」に加え、『パン作り体験』『活動班のスライドショー上映』と、園外で『農耕班が作ったハーブティーのサービス』を新たに行いました。

利用者が作ったクッキーとお茶・コーヒータをたしなみつつ、パン作り体験や工芸品ピーズ作りには、利用者もお客様も積極的に参加しました。室内はBGMを流しつつ、日中活動の利用者の様子を収めた写真をデジタルフォトフレームのように、プロジェクターで放映しました。室内を出た所に紫陽花の付いたテラス席が設けられ、室内外で地域のお客様も利用者も穏やかに過ごしました。

小さいスペースではありましたが、雰囲気非常に良く、街のお洒落なワークショップが出来上がったかのような気持ちになりました。

午後は町田の丘学園民芸部によるエイサーが行われました。日本の伝統演舞に触れる事ができ、感動しました。演舞終了後、つるかわ学園を見学したいと希望があり、作品展を見学しました。利用者や職員に「活動の動画を見て」これ、凄いな。僕らもこうなの、欲しい。」「作品が綺麗。凄い。」という言葉頂きました。

した。

今回、私は活動のスライド作成を担当させて頂きました。地域の方々や利用者、ご家族が学園の活動の様子を真剣に見て下さり、このような感想を頂く事が出来ました。過去の写真を見て、今までの活動の出来事を振り返りながら作成・編集して今日を迎えましたが、このような言葉を頂き、終わった時は一人涙を流してしまいました。

前回よりも多くのお客様が来場し、温かい雰囲気の中、作品展を終える事が出来ました。ご来場頂きました皆様には心から感謝しております。ありがとうございました。

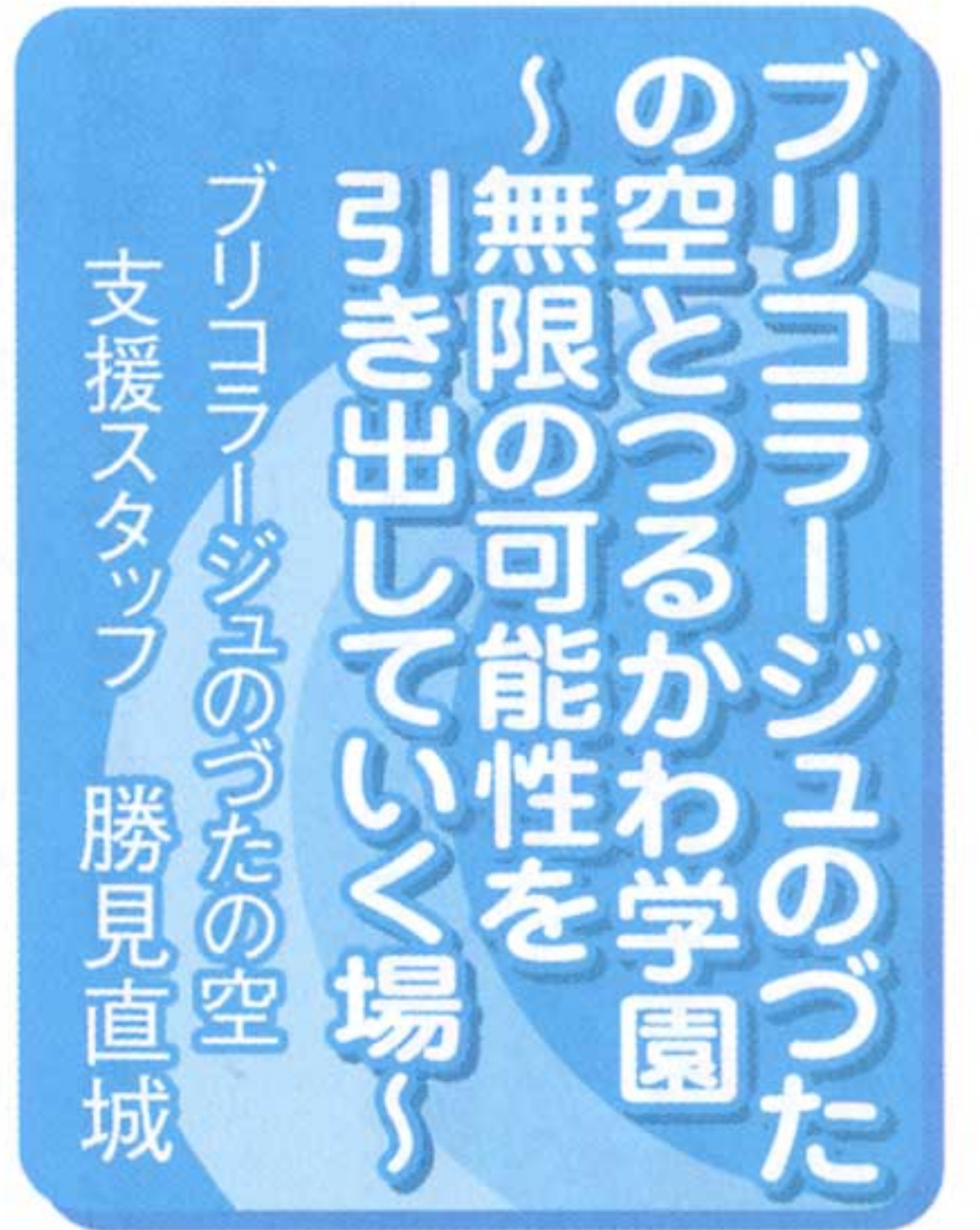


パン作り体験の様子



作品展 スライドショー





今年七月一日、ブリコラージュのつたの空（以下ブリコラージュと表記）はつるかわ学園生活介護の分場（ぶんしょう）として、新たなスタートを切りました。

学園の利用者さん一人ひとりの様々なニーズに合わせて、この新しい分場としてのブリコラージュの可能性が広がっています。作業やウォーキング、余暇活動、マッサージやリハビリ体操など多様なプログラムをそろえて、学園の利用者さんが喜びを持って通所できるような支援体制や環境が整えられようとしています。

上記プログラムは決められた枠組みの中で職員が統一した支援を行うのと同時に、個々の利用者のニーズがプログラムに反映されます。例えば、ウォーキングでのコース選択は、自然を楽しむ、地域の街並みを楽しむ、電車やバスを見る事を楽しむ、体力作りなど、目的設定は利用者によって優先順位は様々です。作業は

社会貢献という大きな目標の他、ピース作品は販売、シュレッダー作業は文書廃棄の貢献、銅線剥き作業は工賃の獲得など、その目的設定は広がります。

ブリコラージュは六名の職員が日勤体制で支援に当たります。六名の職員が同じ場所・時間・地域で利用者さんと共に、上記のプログラムを展開します。六名が最大二十名の利用者さんを同時に見守り、支援します。このことは利用者さんにとって、とても安心感のある活動の場となると思います。また、つるかわ学園の支援体制とは異なる分場としてのブリコラージュに利用者さんが向かう時、気持ちを切り替え、新たな気持ちで臨む事ができるかもしれません。そして今まで見せる事がなかった、あるいは私たち支援者が気付かなかったその方本来の意欲や積極性等の可能性を自ら引き出していくこともあると思います。



活動開始の挨拶の様子



私は、利用者さんが無限の可能性を自ら引き出していく場として、つるかわ学園の生活介護分場として、ブリコラージュのつたの空が発展していける様に、微力ながら尽力してまいります。



つるかわ学園の福祉バザーは、十月二十八日（日）を予定しており、今回で三十五回目の開催となります。（雨天の場合）は十一月四日（日）



御家族や地域住民の方々、関係機関の協力を得ながら地域福祉ネットワークの構築を図って参りましたが、その繋がりは一年一年、継承していくことの大切さを改めて強く感じております。

七月初旬には、これまでに寄贈し

て頂いたリピーターの方々にも今回の福祉バザーの案内と協力物品のお願いをさせて頂きました。その後、『今回も楽しみにしています』『品物を取っておきます』との温かい言葉とハガキを受け取りました。

今回も、物品販売だけでなく、楽器演奏などのイベント的要素も取り入れながら、利用者、地域の方々に喜んでいただけるような『行事つくり』をしていきたいと考えております。

今回の物品受領期間は、九月十四日（金）から十月十五日（月）となっております。ご家庭に眠っている贈答品や新品衣料等、ご寄付いただければ幸いです。お電話いただければ受け取りにお伺いいたします。ご協力の程よろしくお願いいたします。福祉バザー当日も是非、多くの皆様のご来場をお待ちしております。





# ごあいさつ

地域生活援助センターフクシア

センター長 山内康紀

地域生活援助センターフクシアのセンター長を拝命いたしました、山内です。

学園で九年、通勤寮で八年お世話になりました。この度大役を仰せつかりましたが、今なおその責務の大きさに戸惑うばかりです。しかし一方で、かつての通勤寮利用者の方々を始め、関係の皆様から「また縁があったね」と声を掛けられ、何か帰ってきたような懐かしさも感じております。

学園の門を初めてくぐった十七年前、私は地域生活への移行に懐疑的、いや、むしろ否定的でさえありました。当時の地域社会は障害への理解が進んでおらず、様々な問題が絶えず、日々憤りを感じていた時代でした。誤解を恐れずに言うのであれば、その考えは今も変わっていません。十七年の歳月を経ても利用者を取り巻く社会の状況が変わっていない

い、それどころか悪化している面が見られるからです。長引く不況、産業・就労構造の変化、モラルの低下、地域コミュニティの空洞化など、枚挙に暇がありませんが、何より問題なのは社会の受け止め方にあるような気がします。

知識として「障害」が認知されても理解は進まず、逆に悪用され彼らが不利益を被るといった、聞くに堪えない話を耳にするにつれ、果たして今の地域社会で暮らすことが本当に幸福なのか、時流に乗せられているだけではないのかと考えさせられます。

とはいえ過去に戻ってやり直すこともできなければ、今を嘆くだけでも何も進みません。今の地域社会が逆風であったとしても、そこで既に暮らしている方々がいる以上、私たちが守り、支えるためになすべきことは明白です。

歴史を紐解くと障害福祉の黎明



期において、障害を持つ人のための施設を開いた偉大なる先人たちは「社会から彼らを守り、いつの日か彼らを社会へ」という思いで事業を始めたことがわかります。一〇〇年以上を経て、その形こそ変わっても、本質は変わらないと思います。そのことを忘れずに、熱意ある世話人、生活支援員、調理員、センターワーカーらと力を合わせて取り組んでいけたらと思います。フクシアをよろしくお願いいたします。

## つるかわ学園ホームページ

日常のようす、行事のお知らせ等がご覧になれます

アドレスはこちら!!

HP: [tsurukawa-gakuen.com](http://tsurukawa-gakuen.com)

## つるかわ学園を支える会のご案内

「支える会」について

国家的財政困難と世情不安定の中にあつて、施設も苦しい状況に置かれています。私達は私達なりに苦しさの中にあつても福祉を支える者として努力を惜しまず頑張っています。今一步の力の支えをこうした形で求めるのは本当に心苦しいのですが、市民の皆様小さな善意はやがて大きな力を生む礎となる事をお約束します。

どうか「つるかわ学園」を支える会にご入会し力を添えてくださいますようお願い申し上げます。

### 会費

「つるかわ学園を支える会」の会費は、一〇年額三千円ですが、ひとり何回か入っていただくことを歓迎、お願いしております。

会員の方々は、毎年三回発行するつるかわ学園の機関誌「つるかわ」をお送りし、学園の様子を続けてご報告するとともに、この人達の幸せを願う者同志としての親交を深めます。

### 入会方法

入会してくださる方は、振込用紙を学園にご請求下さい。

振替口座番号

〇〇一〇一〇一七七一九四〇二九

加入者

社会福祉法人 つるかわ学園